

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年3月3日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区事業成長支援事業運営業務委託

(2) 目的

新型コロナウイルス感染症禍による社会経済への大きな影響やデジタル化の進展、環境志向や脱炭素の重要性の増大や災害の激甚化など、社会経済状況の変化は激しく、区内事業者は常に環境変化への対応や経営課題に直面している。このような中でも、懸命に新たな挑戦に取り組む事業者も存在し、今後の世田谷経済産業のけん引する事業者を応援し、一緒になって、地域を盛り上げていくことが、新たな地域産業のコミュニティを形成し、地域経済の活性化につながっていくものと考えている。

そこで、区では令和3年度から令和6年度まで、世田谷区を拠点に活動する小規模事業者を対象に、補助金と専門家派遣をセットにした伴走型支援事業を中心に、事業者の発展と世田谷区の産業振興・育成の一助となることを目指すサポートプロジェクト（ハンズオン支援事業／通称：SETACOLOR）として、地域経済を活性化する新たな事業を展開してきたところである。

前述のサポートプロジェクトの一部は、地域経済の持続的な発展を目指す旧池尻中学校跡地における新たな産業活性化拠点で実施するが、本事業により区内全域に拡大した地域事業者間の支援の輪を途切れさせないためには、新たな挑戦に果敢に取り組む小規模事業者を後押ししていくとともに、変化の激しい社会の中で成長していくために、小規模事業者の経営力の強化や経営ノウハウを取得することが肝要であるため、引き続き、区内のスキル人材等を活用した、専門家による経営課題の把握・戦略策定、また、実践的な新規事業のサポート等の経営支援を実施する。

それにより、引き続き、区内事業者間のつながりを強化していくとともに、社会情勢の変化に対応可能な事業者の経営改善及び新たな産業モデルの創造による区内経済の持続的な発展を図ることを本業務の目的とする。

(3) 履行期間

契約の日（令和7年5月上旬頃）から令和8年3月31日まで（予定）

※良好な履行状況及び予算配当を条件として、単年度ごとに令和9年度まで随意契約を締結する予定がある。

(4) 履行場所

経済産業部経済課ほか

(5) 事業内容 (予定)

【1】新規事業開発支援事業

- 【対象事業者】 区内に事務所又は事業所を有する小規模事業者※1
【支援事業者数】 最大30事業者程度
【事業支援内容】 専門家※2による事業計画策定支援
【補助金支援】 新規事業開発に係る経費の一部を補助
(補助率2/3、補助上限50万円)
【募集開始日】 令和7年6月以降

【2】ビジネススクール事業

- 【プログラム】
- ・ビジネスアイデアコース : 20事業者程度
 - ・創業支援コース : 15事業者程度
 - ・事業再構築コース : 15事業者程度
 - ・事業成長コース : 5事業者程度

※1 小規模事業者とは・・・

本事業では、常時使用する従業員数*が20人以下の事業者を言う。

*常時使用する従業員数とは・・・

本事業では主に正規社員を指し、パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・非正規社員及び出向者、会社役員及び個人事業主については該当しないものとする。

※2 専門家については、各種領域において、本事業を実施するうえで、戦略立案から実行までプロジェクト全体を伴走する各領域の専門性をもつ経営コンサルタント又はプロジェクトの施策を実行する専門スキルをもったプロフェッショナル人材のことを指す。

(6) 委託業務内容

【1】新規事業開発支援事業

(i) 事業設計及び申請書類策定

支援テーマや支援内容に係る詳細の制度設計及び申請事業者向けの募集要領、申請様式など、事業運営に必要な各種申請書類について、区と協議の上作成すること。

(ii) 事業者の募集・選定【募集開始：令和7年6月以降】

①区内小規模事業者向けに募集用 Web サイトの構築、募集用チラシ等を作成し、広く PR を実施すること。

【Web サイト】

- ・効果的に事業者に PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすいページ内容とすること。

【チラシ】

- ・効果的に事業者に PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすい構成とすること。

【その他】

- ・必要に応じて、web サイトやチラシ以外に、SNS 等のツールを用いて、効果的な PR を実施すること。
 - ・応募状況や採択事業者数に応じて、2 回目の募集を検討し、対応すること。
- ② 応募事業者への問い合わせ・連絡対応
- ・応募事業者からの問い合わせに係る一次対応を行うこと。その後必要に応じて区に二次対応を依頼するものとする。
- ③ 審査・選定業務
- ・応募事業者からの申請書類について、書面審査を実施すること。
※申請書類の受付、不備や不足書類の修正対応は区で実施する。
 - ・一次審査を通過した事業者で採択基準点に複数いた場合には、ヒアリングを実施すること。なお、審査員については、区及び委託事業者、外部有識者等で構成すること。
- ※最終的な審査結果通知については区より発出する。
- (iii) 区内人材等による専門家のチーム組成
- 計画策定を支援する専門家について、区内人材（世田谷区内に居住または事業を営む多様な経験・スキルを持つ人材）も活用し体制を構築すること。
- 【留意事項】**
- ・支援内容が多岐に渡ることが想定されるため、商品開発・リブランディング、サービスの企画開発、UI/UX の設計・デザイン、web マーケティング、販路拡大、EC 戦略、財務改善、業務プロセスの改善、マネタイズ支援など、応募事業者の多様な支援ニーズに応えられる人材を組織すること。
 - ・専門家における区内人材割合は50%以上とすること。
 - ・応募事業者の追加募集については、区と協議の上行うこと。
- (iv) 事業計画の改善・策定支援
- 選定された事業者に向けて、取り組むプロジェクトの内容をより効果的なものにしていくため、専門家とともに事業者の課題や、取り組むべきプロジェクトの設定などについて、個別ディスカッションを実施し、専門家との個別面談を通じ事業計画の改善から実行に向けた計画書の策定を支援すること。
- 【留意事項】**
- 個別ディスカッションは、1 回1～2 時間程度の構成とし、2 回実施すること。
構成は、専門家によるフィードバック、それを踏まえた計画書の見直し・完成まで支援すること。
- (v) 事業者間のネットワークの構築
- ・事業者間の横のつながりをつくり、当該事業の効果的な運用を図っていくため、事業者間同士で交流ができるキックオフイベントや、支援計画策定後の計画のプレゼンテーションを行う報告会等を実施すること。
 - ・事業者間の日常的な情報交換や発信、相談の場所として、SNS 等を活用した事業者限定のグループ機能等を構築・活用していくこと。
 - ・区民へ採択事業者の取り組みを PR する場となるイベントを実施すること。
- (vi) 実行結果の全体取りまとめ・効果検証
- ・支援事業の成果の確認、効果検証を実施すること。

【2】ビジネススクール

(i) 支援の事業設計及び申請書類の策定

支援対象・テーマ、プログラム内容、事業スケジュール等の事業設計及び申請者向け募集内容、申請フォームなど事業運営に必要な各種フォーマットについて、区と協議のうえ作成すること。

(ii) 事業者の募集【募集開始：令和7年6月以降】

① 募集用 Web サイトの構築、募集用チラシ等を作成し、広く PR を実施すること。

【Web サイト】

- ・効果的に事業者へ PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすいページ内容とすること。

【チラシ】

- ・効果的に事業者へ PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすい構成とすること。

【その他】

- ・必要に応じて、web サイトやチラシ以外に、SNS 等のツールを用いて、効果的な PR を実施すること。

② 応募事業者への問い合わせ・連絡対応

- ・応募事業者からの問い合わせに係る対応を行うこと。

(iii) コースの設計

① ビジネスアイデアコース

主に、事業着想期や起業前で、新たな事業づくりのアイデアを模索している方を対象に、そのアイデアを明確にし、事業へつなげるきっかけとなり、事業モデルを構築するためのコースを設計すること。なお、1回あたり2時間～3時間のプログラムを計10回程度とすること。

② 創業支援コース

起業準備段階～起業5年以内程度で、区内で起業・創業を予定している方、もしくは、起業・創業をして数年の方を主な対象に、事業立ち上げにおける課題を解決や事業の収益化を実現し、事業モデルをブラッシュアップするためのコースを設計すること。なお、1回あたり2時間～3時間のプログラムを計10回程度とすること。

③ 事業再構築コース

区内に事業所を構えている、もしくは区内で事業を営んでいる事業者で、既存事業が「成長」「成熟」もしくは「停滞」のステージにある方を対象に、事業を再構築するための視点を養い、参加者同士でディスカッションしながら、既存事業を新しい事業へ進展させることで、事業の再成長を目指すコースを設計すること。なお、1回あたり2時間～3時間のプログラムを計10回程度とすること。

④ 事業成長コース

区内に事業所を構えている、もしくは区内で事業を営んでいる事業者や区内で起業・創業予定者等を対象に、事業成長に向けて、経営課題の解決や事業モデルをブラッシュアップ、経営のノウハウを学ぶことで事業プランをブラッシュアップするとともに、その事業プランを実現するためのチームビルディングの形成も視野に入れ、事業成長が可能なコースを設計すること。

- ・ 創業支援コース、事業再構築コースの定員は15名程度とし、ビジネスアイデアコースの定員は20名程度とすること。また、事業成長コースは、5名程度とすること。ただし、応募状況に応じては、各定員設定を変更することは可能とするが、総定員数は下回らないようにすること。
- ・ 各コースには、プログラムに沿った人材を講師としてアサインし、受講者のニーズに応える、効果的な内容のプログラムとすること。
- ・ 各コースには受講者の仕事やキャリアの手本となり、受講者に助言・指導し、成長や精神的なサポートを行うメンターをアサインすること。
- ・ 各コースは事業者の成長段階を意識したプログラム設計を行うこと。
- (iv) 各コースの運営
 - ・ 各回のプログラムにおいて、メンターや講師とともに実施前の準備を行い、各回のプログラムにおいて、受講者が発言しやすいようファシリテーションを行うこと。
 - ・ 講義時以外の参加者へのフォローアップ及び面談等を行うこと。
 - ・ 各コースの受講実施場所を用意すること。
- (v) メンターの稼働
 - ・ 各コース受講者に助言・指導し、成長や精神的なサポートを行うメンターについて、各プログラムへの参加やフィードバックを実施すること。
 - ・ その他 slack などのコミュニケーションツールでの対応や受講者への個別相談への対応を実施すること。
- (vi) ピッチイベント（成果報告会）の実施
 - ・ 受講者がプログラムを通じてブラッシュアップした自身のプログラムを発表できるピッチイベントを企画し、実施すること。
- (vii) 実行結果の全体取りまとめ・効果検証
 - ・ 今年度の支援事業の成果の確認・報告すること。
 - ・ 実行結果の全体取りまとめ・効果検証を行うこと。
 - ・ 今年度の実績が分かる写真や動画等、各種アーカイブ素材を作成すること。

【3】定期交流会の実施（5回程度）

専門家、事業パートナー、ビジネススクール受講者といった関係者間の枠を超えた横のつながりをつくるための定期交流会を実施すること。交流促進を図るために、その際、参加事業者のミニプレゼン等を企画、運営すること。

【4】事業者等の取組内容の発信

参加事業者の事業内容などの事業紹介等について、情報発信プラットフォーム等を用いて行うこと。なお、当該情報発信プラットフォームの有料アカウントについては受託事業者により取得すること。

【5】事業者間のネットワークの構築

- ア 事業者間の横のつながりをつくり、当該事業の効果的な運用を図っていくため、事業者間同士で交流ができるキックオフイベントや、支援計画策定後の計画のプレゼンテーションを行う報告会等を実施すること。
- イ 事業者間の日常的な情報交換や発信、相談の場所として、SNS 等を活用した事業者

限定のグループ機能等を構築・活用していくこと。

- ウ 事業者の取組みやプロダクトを広く区民へ PR する場となるイベントを実施すること。
- エ 事業者同士が連携しやすくするなど事業の更なる発展や本事業で醸成されたつながりが地域に広がり、持続可能な地域の活性化に役立てるため、本事業により支援した事業者や、過去の地域連携型ハンズオン支援事業を受けたもので、本事業との関わりを希望する事業者の情報を蓄積し、閲覧できるデータベースを作成すること。
- オ 世田谷区産業活性化拠点運営事業（旧池尻中学校跡地活用施設運営事業）との連携に努め、地域経済の活性化を図ること。

2 参加資格要件

次の（１）から（６）までの要件を全て満たす法人であること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第２項による措置を受けていないこと。
- （２） 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （３） 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税等を滞納していないこと。
- （４） 会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- （５） 世田谷区事業成長支援事業運営業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
- （６） これまで中小事業者を対象とした伴走支援や事業者の計画策定支援、ビジネススクール事業等、事業者の支援や事業者間連携に係る業務を受託した経験を有すること。

3 提案限度価格

４８，５８４，０００円（税込）

※この金額は将来の契約時の予定価格ではないことに留意すること。

※本業務委託は、議会の議決を経て令和７年度当初予算の配当を条件として契約する。

※契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などには、この契約を変更又は解除することがある。

4 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

5 提案書を特定するための評価基準

- （１） 実施体制に関する事項
 - ・ 業務責任者などの実績・経歴等
 - ・ 配置人員、役割、区との連絡体制等
 - ・ 区内産業及び経済の現状を認識し、整理・分析を的確に行う能力があるか
- （２） 同種・類似業務の実績

- ・ これまでにハンズオン支援等、事業者の支援や区内事業者との連携に係る他の実績を有しているか
- (3) 実施方針
- ・ 支援テーマや支援内容に係る制度設計が区内産業の継続的な発展に寄与するものとなっているか
 - ・ 区内スキル人材の活用による、区内経済の循環・発展に寄与するものとなっているか
- (4) 新規事業開発支援事業の運営方法
- ①事業者の募集・審査業務について
- ・ 申請書類等について、事業者が理解しやすい内容・デザインで作成する能力があるか
 - ・ 応募事業者からの問い合わせなどに柔軟に対応できる体制を構築できているか
 - ・ 事業者向け募集用 web サイト、チラシについて効果的な PR を実施する能力があるか
 - ・ 事業者の審査について、経営状況等を的確に判断する能力があるか
 - ・ 本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- ②区内人材等による専門家のチーム組成について
- ・ 応募事業者の多様な支援ニーズに応えられる体制を組成できるか
 - ・ 区内スキル人材を募集する手法が有効で実現性があるか
 - ・ 本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- ③実施方法について
- ・ 事業分析・支援計画の策定について
 - ・ 専門家による経営診断の内容・手法について
 - ・ 計画の策定に向けた支援内容・工数について
 - ・ 事業者へのモニタリング、メンタリングなどフォローアップ体制について
 - ・ 選定された事業者の取り組むプロジェクト内容をより効果的なものにしていくための支援内容が効率的かつ有効であるか
 - ・ 本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- (5) ビジネススクール
- ①支援の事業設計及び申請書類の策定業務について
- ・ 申請書類等について、事業者が理解しやすい内容・デザインで作成する能力があるか
 - ・ 応募事業者からの問い合わせなどに柔軟に対応できる体制を構築できているか
 - ・ 事業者向け募集用 web サイト、チラシについて効果的な PR を実施する能力があるか
 - ・ 本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- ②各コースのプログラムについて
- ・ 各コース受講対象者のニーズに応える事業設計を企画・運営できる能力があるか
 - ・ 事業成長コースは、区内経済の現況を踏まえながら、区内事業者の成長に効果的なコースの提案であるか
 - ・ 各コースに対応する講師及びメンターをアテンドする能力や運営能力があるか
 - ・ 受講者自身が発表できるピッチイベントを企画・運営できる能力があるか
- (6) 定期交流会の実施
- ・ 関係者が参加しやすい企画等を設計・運営する能力があるか
- (7) 事業者等の取り組み内容の発信について
- ・ 参加事業者の取組内容といった事業紹介等を定期的に行う体制が構築できているか
 - ・ これまでに情報発信プラットフォームを活用した取り組みを実施しているか

- (8) 事業者間のネットワークの構築について
- ・事業者間の連携・つながりをつくる体制が構築できるか
 - ・事業者間の交流促進を図る仕組み（イベント等）づくりの設計や運営ができるか
 - ・SNS等を活用した事業者限定のグループ機能等を構築及び運用可能か
 - ・事業者の取組みやプロダクトを広く区民へPRする取組の企画、運営ができるか
 - ・事業者間の連携を促進するデータベースの作成が円滑にでき、適切に事業者情報を取り扱うことができるか
 - ・世田谷区産業活性化拠点運営事業（旧池尻中学校跡地活用施設運営事業）との連携方法について、ビジョンを持っているか
- (9) 見積金額の妥当性

6 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区 経済産業部 経済課 担当 山本、丸

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4階

TEL：03-3411-6653、FAX：03-3411-6635

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和7年3月3日（月）～令和7年3月17日（月）正午
（土日・祝日を除く、8時30分～17時まで）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/03647/22993.html>

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和7年3月17日（月）15時まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和7年4月8日（火）正午（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送又はオンラインフォームによる。

<https://logoform.jp/form/JqMJ/912267>

7 その他

- (1) 参加表明書及び提案書の作成・提出等に要する費用は提案者の負担とし、世田谷区では一切負担しない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。

- (8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (9) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (10) 提案書の提出後であっても、審査に必要がある場合は、追加書類の提出を求める場合がある。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区は、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (15) 詳細は説明書による。
- (16) この業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。
(別紙1を参照)